



福島医発第1985号(地)

平成30年10月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

風しん届出数の増加に伴う対策について

現在、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県において、風しんの届出数の増加が続いていることを受け、今般、厚生労働省より上記5都県の衛生主管部局(長)等宛て通知がなされるとともに、その他の各府県衛生主管部局宛てにも協力依頼がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて別添のとおり周知協力方依頼がありました。

本件は、厚生科学審議会感染症部会において、特に先天性風しん症候群(CRS)を防ぐため、早急な対策を進める必要があるとの指摘がなされたことを受け、5都県に対して、風しんに関する情報の周知や抗体検査、予防接種の実施等の更なる風しん対策の実施を求めているものです。

また、任意接種分のMRワクチンについては、5都県に対して追加で出荷することとして、医療機関が当該ワクチンを発注する際の手順や留意事項等を示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に対する情報提供につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ135F)

平成30年10月3日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

風しんの届出数の増加に伴う対策について

現在、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県において、風しんの届出数の増加が続いていることを受け、今般、厚生労働省より上記5都県の衛生主管部局（長）等宛て通知がなされるとともに、その他の各府県衛生主管部局宛てにも協力依頼がなされ、本会に対しても別添のとおり周知協力方依頼がありました。

本件は、厚生科学審議会感染症部会において、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐため、早急な対策を進める必要があるとの指摘がなされたことを受け、5都県に対して、風しんに関する情報の周知や抗体検査、予防接種の実施等の更なる風しん対策の実施を求めているものです。

また、任意接種分のMRワクチンについては、5都県に対して追加で出荷することとして、医療機関が当該ワクチンを発注する際の手順や留意事項等を示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健健発 1002 第 4 号
健感発 1002 第 5 号
平成 30 年 10 月 2 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」に基づき、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県において、風しんの届出数の増加が続いており、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会において、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐため、早急な対策を進める必要があると指摘されたところです。

ついては、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県に対し別添 2 の通知を、その他の自治体には別添 3 の通知を送付するとともに、別添 4 のとおり、厚生労働省ウェブサイトに掲載している、風しんに関する Q & A を更新しました。

つきましては、これらについてご了知の上、都道府県医師会及び貴会会員への周知につきまして、特段のご配慮方よろしくお願いいたします。

別添 1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（平成 30 年 8 月 14 日付通知）

別添 2：風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

別添 3：風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

別添 4：風しんについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

健感発 0814 第 3 号
平成 30 年 8 月 14 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 范 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届出数が大幅に増加しております。この時期は、多くの人の往来が見込まれることから、今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。具体的には、第 30 週から第 31 週まで（7 月 23 日から 8 月 5 日まで）に 38 例の風しんの届け出があり、多くは 30 代から 50 代の男性が占めていました。30 代から 50 代の男性においては、風しんの抗体価が低い方が 2 割程度存在していることが分かっています。

今後、広範な地域において風しん患者が発生し、医療機関を受診する可能性がありますので、貴会におかれましても、貴会会員に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんにかかっている可能性を念頭に置き、最近の海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、風しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、風しんを意識した診療を行うよう周知すること。
- 2 特に 30 代から 50 代の男性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
- 3 妊婦への感染を防止するため、特に
 - ① 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
 - ② 10 代後半から 40 代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。

参考 1：感染症発生動向調査（IDWR）（平成 30 年 8 月 8 日時点）（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rube18-31.pdf>

参考 2：風しんとは（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

健健発 1002 第 5 号
 健感発 1002 第 3 号
 平成 30 年 10 月 2 日

埼 玉 県
 千 葉 県
 東 京 都
 神 奈 川 県
 愛 知 県
 埼玉県内保健所設置市
 千葉県内保健所設置市
 東京都内保健所設置市
 神奈川県内保健所設置市
 愛知県内保健所設置市
 特 別 区

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
 厚生労働省健康局結核感染症課長
 （ 公 印 省 略 ）

風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」に基づき、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、風しんの届出数の増加が続いています。平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、5 都県において下記の対策を実施することといたしましたので、市町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

なお、別添 2 のとおり、「職域における風しん対策について」を都道府県労働局宛にも通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

記

- 1 現在、風しんの届出数が増加していることを踏まえ、風しんの症状や感染力、妊婦への影響（先天性風しん症候群発生）、感染拡大防止策等について住民に正しく理解していただけるよう、機会を捉えて周知すること。周知の際には、別添 3 のとおり、Q & A を更新しているので、内容について了知の上、具体的な対策については別添 4 「風しん対策に関するリーフレット」を参考にされたい。
- 2 妊婦、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族に、積極的に抗体検査を受けていただ

くようウェブサイト、自治体広報紙、SNS等を通じて周知すること。周知の際は、これらの者が居住地近辺の医療機関において抗体検査を受けることができるよう、貴職において抗体検査事業を委託又は当該事業への協力を要請している医療機関（以下「抗体検査実施医療機関」という。）の所在地等の具体的な情報を分かりやすくウェブサイト等に提示すること。また、抗体検査事業により風しんの抗体検査を受けた者のうち、抗体価が低いことが判明した、妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族（以下「抗体価が低い妊娠希望者等」という。）に対し、予防接種を促すと共に、その者が予防接種を受けたか否か把握するように努めること。なお、抗体検査を受けた者の性別、年代、区分（妊娠を希望する女性又は妊婦の同居家族）、抗体陰性件数、予防接種件数については、月に一度、国へ報告を求めることとする。

3 抗体価が低い妊娠希望者等に対し、検査結果を通知する際に、風しんの予防接種を実施している医療機関に関する具体的な情報を提供するなど、抗体検査から予防接種への適切な結びつけができるよう、貴管内の抗体検査実施医療機関に周知すること。

4 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通等については、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は5都県の過去の出荷実績の80%※を目安に任意接種分として、10月以降、当該市場に追加で出荷することを依頼したので、以下のとおり円滑に運用されるよう、関係者に周知の上連携して実施すること。

※ 現在、MR ワクチンの製造販売業者及び販売会社は、定期接種を円滑に実施できるよう、過去の出荷実績の100%を目安にMR ワクチンを出荷する、いわゆる出荷調整を実施している。

（1）5都県の医療機関は、抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性及び妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者に対して優先的に任意接種を行うこととする。任意接種を行うためにMR ワクチンを卸売販売業者に発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則とすること。

また、10月5日（金）以降、任意接種を行うために初めて発注する際には、卸売販売業者から示された様式（別添5の様式例を参照）に、発注量、予定している任意接種の内訳を記載して、卸売販売業者に提出すること。2回目以降の発注の際には、卸売販売業者から示された様式（別添6の様式例を参照）に、発注量、予定している任意接種の内訳、前回納品日以降の接種実績を記載して、卸売販売業者に提出すること。

（2）卸売販売業者は、（1）の発注量、接種予定、接種実績（2回目以降の発注時に限る）を踏まえ、抗体価が低い妊娠希望者等に接種予定であることを確認した上で、5都県の医療機関にMR ワクチンを納入すること。

別添1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（平成30年8月14日付通知）

別添2：職域における風しん対策について（平成30年10月2日付通知）

別添3：風しんについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

- 別添 4：風しん対策に関するリーフレット（厚生労働省）
- 別添 5：初回発注（様式例）
- 別添 6：2 回目以降の発注（様式例）

別添 5：初回発注（様式例）

初回発注（様式例）

発注日

年

月

日

発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	（予定）◇◇人
対象者②	（予定）――人
その他	（予定）××人

対象者①

抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性

対象者②

妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

〔注意〕

発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

別添 6：2 回目以降の発注（様式例）

2 回目以降の発注（様式例）

発注日

年

月

日

発注量（任意接種分）	▲▲本
対象者①	（予定）◇◇人
対象者②	（予定）――人
その他	（予定）××人

対象者①

抗体価が低いことが判明した妊娠を希望する女性

対象者②

妊婦の同居家族で抗体価が低いことが判明した者

〔注意〕

発注する際には、予約状況等を勘案した上で、必要最低限の量を発注いただき、一度の発注で2週間分を上限とすることを原則としています。

前回納品日

年

月

日

～

今回発注日の前日までの実績

接種実績（任意接種分）	▲▲本
対象者①	（実績）◇◇人
対象者②	（実績）――人
その他	（実績）××人

健健発 1002 第 3 号

健感発 1002 第 4 号

平成 30 年 10 月 2 日

各〔都道府県
保健所設置市〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

風しんの届出数の増加に伴う対策について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」に基づき、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県において、風しんの届出数の増加が続いており、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会において、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐため、早急な対策を進める必要があると指摘されたところです。

については、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県に対し、別添 2 の通知を送付するとともに、別添 3 のとおり、厚生労働省ウェブサイトに掲載している、風しんに関する Q & A を更新しました。貴職におかれては、内容について了知の上、具体的な対策については別添 4 「風しん対策に関するリーフレット」を参考に、貴管内における、風しんに関する周知及び抗体検査などの日頃の対策の徹底をお願いします。

なお、別添 5 のとおり、「職域における風しん対策について」を都道府県労働局宛にも通知しましたので、御承知おきいただきますようお願いします。

別添 1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（平成 30 年 8 月 14 日付通知）

別添 2：風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

別添 3：風しんについて（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/

別添 4：風しん対策に関するリーフレット（厚生労働省）

別添 5：職域における風しん対策について（平成 30 年 10 月 2 日付通知）

風しんについて

風しんとは

風しんは、風しんウイルスによって引き起こされる急性の風しんウイルスによっておこる急性の発疹性感染症で、風しんへの免疫がない集団において、1人の風しん患者から5～7人にうつす強い感染力を有します。

風しんウイルスの感染経路は、飛沫感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播します。

症状は不顕性感染（感染症状を示さない）から、重篤な合併症併発まで幅広く、特に成人で発症した場合、高熱や発疹が長く続いたり、関節痛を認めるなど、小児より重症化することがあります。また、脳炎や血小板減少性紫斑病を合併するなど、入院加療を要することもあるため、決して軽視はできない疾患です。

また、風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの妊婦が風しんウイルスに感染すると、先天性風しん症候群の子どもが生まれてくる可能性が高くなります。

発生状況

かつてはほぼ5年ごとの周期で、大きな流行が発生していましたが、平成6年以降の数年間は大流行がみられませんでした。しかし、特に平成14年からは局地的な流行が続いて報告されるようになり、平成15年～平成16年には流行地域数はさらに増加し、例年0～1名であった先天性風しん症候群が10名報告されました。これを受けて、厚生労働科学研究班による緊急提言が出され、予防接種の勧奨、風しんり患妊娠女性への対応、さらに流行地域における疫学調査の強化がなされ、その後、風しんの流行は一旦抑制されました。

ところが、平成23年から、海外で感染して帰国後発症する輸入例が散見されるようになり、平成25年には累計14,344例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年～平成25年では最も多い報告数となりました。この流行の影響で、平成24年10月～平成26年10月に、45人の先天性風しん症候群の患者が報告されました。その後、平成26年から平成29年にかけては、各々年間319例、163例、129例、93例の報告があり、平成23年以前の水準に落ち着いていたものの、平成30年には7月下旬頃から関東地方を中心に患者数の報告が増加しています。

厚生労働省は、風しんに関する特定感染症予防指針を改正（平成29年12月21日一部改正、平成30年1月1日適用）し、風しん及び先天性風しん症候群の発生時に迅速な対応ができるよう、風しんの患者が一例でも発生した場合に、感染経路の把握等の調査を迅速に実施するように努めるとともに、原則として全例にウイルス遺伝子検査を実施することで、確実に風しんを診断することとし

ています。また改めて定期予防接種に対する積極的な接種勧奨を行うとともに、妊娠可能女性とその家族への予防接種の推奨、また産褥女性に対する風しん啓発を行っており、2020年度までに風しん排除の達成を目指しています。

風しんの感染症発生動向調査に基づく最新発生報告数は、定期的に国立感染症研究所ウェブサイトに掲載されます。また風しんに関する情報は、国立感染症研究所感染症疫学センターのウェブサイトで確認することができます。

最新発生報告数

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>

風しんに関する情報

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/430-rubella-intro.html>

かかった場合

感染すると約2～3週間後に発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状が現れます。風しんの症状は、子どもでは比較的軽いのですが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症が、2,000人～5,000人に1人くらいの割合で発生することがあります。また、大人がかかると、発熱や発疹の期間が子どもに比べて長く、関節痛がひどいことが多いとされています。

また、発疹の出る前後約1週間は人に感染させる可能性があります。

風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの女性が風しんウイルスに感染すると、眼や心臓、耳等に障害をもつ（先天性風しん症候群）子どもが出生することがあります。（妊娠1ヶ月でかかった場合50%以上、妊娠2ヶ月の場合は35%などとされています）。妊娠中の女性は予防接種が受けられないため、特に流行地域においては、抗体を持たない又は抗体価の低い妊婦は、風しんが発生している地域では、可能な限り不要不急の外出を避けていただき、やむを得ず外出をする際には可能な限り人混みを避けていただくなど、風しんにかからないように注意してください。また、妊婦の周りにいる人（妊婦の夫、子ども、その他の同居家族等）は、風しんに感染しないように予防に努めて下さい。

参考情報

国立感染症研究所感染症疫学センターのウェブサイト

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/430-rubella-intro.html>

ワクチンについて

風しんの予防のためには、予防接種が最も有効な予防方法といえます。予防接種法に基づく定期の予防接種については、2回の接種をそれぞれ95%以上の人に受けていただくことを目標としていますが、医療・教育関係者や海外渡航を計画している成人も、風しんのり患歴や予防接種歴が明らかでない場合は予防接種を検討してください。

風しんワクチン（主に接種されているのは、麻しん風しん混合ワクチン）を接種することによって、95%以上の方が風しんウイルスに対する免疫を獲得することができますと言われています。また、2回の接種を受けることで1回の接種では免疫が付かなかった方の多くに免疫をつけることができます。さらに、接種後年数の経過と共に、免疫が低下してきた人に対しては、追加のワクチンを受けることで免疫を増強させる効果があります。

1回目のワクチン接種後の副反応として最も多く見られるのは発熱です。接種後1週間前後に最も頻度が高いですが、接種して2週間以内に発熱を認める人が約13%います。その他には、接種後1週間前後に発疹を認める人が数%います。アレルギー反応としてじんま疹を認めた方が約3%、また発熱に伴うけいれんが約0.3%に見られます。2回目の接種では接種局所の反応が見られる場合がありますが、発熱、発疹の頻度は極めて低いのが現状です。稀な副反応として、脳炎・脳症が100万～150万人に1人以下の頻度で報告されていますが、ワクチンとの因果関係が明らかでない場合も含まれています。

なお、麻しん含有ワクチンは、ニワトリの胚細胞を用いて製造されており、卵そのものを使っていないため卵アレルギーによるアレルギー反応の心配はほとんどないとされています。しかし、重度のアレルギー（アナフィラキシー反応の既往のある人など）のある方は、ワクチンに含まれるその他の成分によるアレルギー反応が生ずる可能性もあるので、接種時にかかりつけの医師に相談してください。

Q&A

Q.1 なぜ、平成 24・25 年に 20 代以上の人を中心に流行したのですか？

A.1 かつては小児のうちに風しんに感染し、自然に免疫を獲得するのが通常でした。しかし、風しんワクチンの接種率の上昇で自然に感染する人は少なくなってきました。

平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人は 2 回、公費でワクチンを受ける機会がありました。昭和 37 年度から平成元年度に生まれた男性及び昭和 54 年度から平成元年度に生まれた女性は受けていても 1 回です。そして、昭和 54 年 4 月 1 日以前に生まれた男性は 1 回もその機会がなく、十分な免疫を持たない人達が蓄積していたものと考えられています。

さらに、風しんワクチンの接種率の上昇に伴って、風しんの患者数が減り、風しんウイルスにさらされる機会が減少しました。そのため、幼少時にワクチンを 1 回のみ接種していた人は免疫が強化されておらず、時間の経過とともに免疫が徐々に弱まって来ている人がいたことも原因の一つと考えられています。

Q.2 妊娠しているのですが風しんの流行が心配です。どうしたらよいでしょうか？

A.2 妊娠初期（20 週以前）に風しんにかかると、胎児に感染し、赤ちゃんが難聴・白内障・先天性心疾患を特徴とする先天性風しん症候群を持って生まれてくる可能性が高くなります。妊娠前であれば未接種・未り患の場合、ワクチン接種を受けることを積極的に検討すべきですが、既に妊娠しているのであればワクチン接種を受けることが出来ませんので、風しんが発生している地域では可能な限り外出を避け、人ごみに近づかないようにするなどの注意が必要です。

Q.3 現在妊娠しているのですが、妊婦健診での抗体検査の結果、抗体価が低いことがわかりました。今後どのようにすればよいでしょうか。

A.3 風しんが発生している地域では、不要不急の外出を避けていただき、やむを得ず外出をする際には可能な限り人ごみをさけていただくなど、風しんに感染しないよう注意してください。また出産後は、早期の段階で風しんの予防接種を受けることをおすすめしています。

また、風しんの抗体価が低い妊婦の同居家族については、風しんにかかったこ

とがなく、2回の予防接種歴がない場合は、風しんの免疫の有無を確認するための抗体検査を受けてください。その結果、抗体価が低いことが判明した方については、妊婦とお腹の子どもを守る観点からも予防接種を受けることについてご検討ください。

Q.4 抗体検査を受けたいのですが、無料で受けられるのでしょうか。またどこで検査を受けられるのでしょうか。

A.4 現在、妊娠を希望する女性と妊婦の同居家族を対象として、風しんの免疫の有無を確認するための抗体検査を無料で受けていただくことのできる事業を多くの自治体で行っています。自治体ごとに風しん対策の補助の有無や補助の額などのあり方が異なるため、抗体検査を希望される方は、事業で検査可能な医療機関を含めて、まずは居住地の保健所にご相談ください。

Q.5 外国で風しんになると大変なのですか？

A.5 特に風しんの発生がない、あるいは非常に少ない国・地域では、滞在中に風しんを発症すると、感染の拡大防止のため、発症した本人の移動制限だけでなく、同行者の移動も厳しく制限されることがあります。

Q.6 海外渡航に際して、風しんについて注意すべきことはありますか？

A.6 南北アメリカ（輸入例とその関連）と多くの中東、ヨーロッパ諸国は、年間数例から2桁までの非常に少ない報告数にとどまっています。その一方で依然として多数の患者の報告があるのは、主にアジア及びアフリカ諸国です。

風しんにかかった（検査で診断された）ことがない方が海外渡航される時には、あらかじめ風しんの予防接種歴を確認し、風しんの予防接種を2回受けていない場合、又は接種歴が不明の場合には予防接種を検討することをおすすめしています。

海外渡航に際しての参考資料

厚生労働省検疫所（FORTH） 麻しん風しんの流行状況

<https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/2018/04171008.html>

国立感染症研究所 風しん

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>

Rubella Fact sheet 原文 (WHO)

<http://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/rubella>

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C028.html

外務省たびレジ

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

WHO Immunization, Vaccines, Biologicals rubella (英語)

<http://www.who.int/immunization/diseases/rubella/en/>

Q.7 過去に風しんにかかったことがあるのですが予防接種を受けるべきでしょうか？

A.7 今まで風しんにかかったことが確実である（検査で風しんの感染が確認された場合）場合は、免疫を持っていると考えられることから、予防接種を受ける必要はありません。しかし、風しんかどうか明らかでない場合は、かかりつけの医師にご相談ください。たとえかかったことがある人がワクチン接種をしても副反応は増強しません。

もし、風しんまたは麻しんの片方にかかったことがあっても、他方にはかかっていない場合、定期接種対象者は麻しん風しん混合ワクチンを定期の予防接種として受けることができます。

Q.8 ワクチン接種を受けた方が良いのはどのような人ですか？

A.8 定期接種の対象者は、1歳児、小学校入学前1年間の幼児ですが、定期接種の時期にない人で、「風しんにかかったことがなく、ワクチンを1回も受けたことのない人」は、かかりつけの医師にご相談ください。

（なお、過去の制度の変遷から、定期接種の対象については、平成2年4月

2日以降に生まれた人は2回、昭和54年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人は1回、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は0回です。）

また、妊娠を希望する女性や、抗体を保有していない妊婦の家族のうち、今までに明らかに風しんにかかったことのない人も、抗体検査を受けて、抗体価が低い場合には接種を検討しましょう。

医療従事者や学校関係者・保育福祉関係者など、風しんにかかるリスクが高い人や風しんにかかることで周りへの影響が大きい場合、流行国に渡航するような場合は、2回目の予防接種についてかかりつけの医師にご相談ください。

Q.9 風しんの予防接種を受けるのに、単独の風しんワクチンの代わりに、MRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）を接種しても健康への影響に問題ありませんか？

A.9 風しんの予防対策としては、MRワクチンは単独ワクチンと同様の効果が期待されます。

また、風しんワクチンの代わりにMRワクチンを接種しても、健康への影響に問題はありません。むしろ麻しんの予防にもつながる利点があります。

ただし、MRワクチンは、生ワクチンという種類のワクチンですので、妊娠している女性は接種を受けることができません。また、妊娠されていない場合であっても、接種後2カ月程度の避妊が必要です。これは、おなかの中の赤ちゃんへの影響を出来るだけ避けるためです。

また、風しんの単独ワクチン、麻しんの単独ワクチンの接種にあたって、妊娠している人は接種を受けることはできません。接種後2カ月程度、妊娠を避けるなど同様の注意が必要です。